

京都市告示第382号

京都市観光駐車場の指定管理者である財団法人京都市都市整備公社から、平成22年1月1日から同月3日まで(京都市清水坂観光駐車場については、平成22年1月1日午前0時から)の駐車料金について、次のとおり申請があったため、京都市観光駐車場条例第6条の規定に基づき、これを承認します。

平成21年12月25日

京都市長 門川 大作

区 分	単 位	駐 車 料 金
バス	1日1回	3,000円
タクシー及びハイヤー		1,000円
自動二輪及び自転車		300円
自家用車等		1,000円

(建設局土木管理部自転車政策課)